

「JPドメイン名紛争処理方針（JP-DRP）」
20周年記念シンポジウム
2020年9月23日（水）

手続電子化等を内容とする 改正JP-DRPについて

日本知的財産仲裁センター副センター長
一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
DRP検討委員会委員
弁護士 山口裕司（大野総合法律事務所）

シンポジウム第1部報告のアジェンダ

★JPドメイン名紛争の概要

★ドメイン名紛争処理の流れ

★UDRPとJP-DRPの近時の改正の内容と経緯

★JP-DRP・手続規則の改正事項

★手続の電子化

★通知、答弁書の提出期限の延長

★オンラインストレージの利用方法

★和解による手続の終了

★改正JPドメイン名紛争処理方針についての解説ページ

★ODR活性化に向けた動きとJP-DRP電子化の意義

ドメイン名 (Domain Name) の基礎知識

★ドメイン名の構成

<https://www.ip-adr.gr.jp/> ⇒ Uniform Resource Locator (URL)

ip-adr.gr.jp ⇒ ドメイン名 (Domain Name)

.jp ⇒ Top Level Domain (TLD) | .gr ⇒ Second Level Domain (SLD)

★ドメイン名の種類

.com .net .org等 ⇒ 一般TLD (generic TLD (gTLD))

.jp .kr .cn .de等 ⇒ 国別TLD (country code TLD (ccTLD))

★JPドメイン名の種類

.co.jp (会社) | .ne.jp (ネットワークサービス) | .ac.jp (大学等)

.or.jp (法人組織) | .gr.jp (任意団体) ⇒ 属性型JPドメイン名

example.jp ⇒ 汎用JPドメイン名 (登録数に制限なし)

日本語.jp ⇒ 日本語JPドメイン名

ドメイン名紛争処理についてのルールと認定紛争処理機関

★統一ドメイン名紛争処理方針（Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy, UDRP） ・ 手続規則←ICANN理事会により採択

<https://www.icann.org/resources/pages/help/dndr/udrp-en>

認定紛争処理機関・・・世界知的所有権機関（WIPO）、全米仲裁協会（NAF）、アジアドメイン名紛争処理センター（ADNDRC）、チェコ仲裁裁判所（CAC）、アラブ紛争解決センター（ACDR）、カナダ国際インターネット紛争解決センター（CIIDRC）

★JPドメイン名紛争処理方針（JP Domain Name Dispute Resolution Policy, JP-DRP） ・ 手続規則←JPNICにより採択

<https://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01251.html>

認定紛争処理機関・・・日本知的財産仲裁センター（JIPAC）

◆補則・手数料規則←各認定紛争処理機関が制定

ドメイン名紛争の例

★JP2000-0002 (最初の裁定) 2000年11月

申立人 (NTT関連会社)

「goo.ne.jp」

1997年2月12日登録

検索情報サイト

1997年3月27日開設

The image shows two logos side-by-side. On the left is the 'GOO' logo in a bold, black, sans-serif font. Below it is the Japanese characters 'グー' in a similar font. On the right is the 'goo' logo in a lowercase, black, sans-serif font.

1999年商標登録

20日申立て

登録者

「goo.co.jp」

1996年8月16日登録

アダルトサイト

1999年9月頃から転送に使用

移転を
求める

2001年2月5日 パネル(3人)裁定

- ◆ 「goo.co.jp」 が申立人商標及び
申立人のgooサイトの表示と類似
- ◆ 登録者は権利又は正当な利益なし
- ◆ 不正の目的で使用されている

申立人が立証すべき3つの要件（方針4条a項）

★JPドメイン名紛争処理方針

青の斜体太字は2007年に改訂、赤字はUDRPとの主な表現の相違

第4条 JPドメイン名紛争処理手続

a. 適用対象となる紛争

第三者（以下「申立人」という）から、手続規則に従って紛争処理機関に対し、以下の申立てがあったときには、登録者はこのJPドメイン名紛争処理手続に従うものとする。

- (i) 登録者のドメイン名が、申立人が権利**または正当な利益**を有する**商標その他表示**と同一または混同を引き起こすほど類似していること
- (ii) 登録者が、当該ドメイン名**に關係する**権利または正当な利益を有していないこと
- (iii) 登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録**または**使用されていること

このJPドメイン名紛争処理手続において、申立人はこれら三項目のすべてを**立証**しなければならない。

i. 救済

申立人がパネルに対して求めることのできる救済は、登録者のドメイン名登録の**取消請求**または当該ドメイン名登録の申立人への**移転請求**に限られる。

★統一ドメイン名紛争処理方針(<https://www.icann.org/resources/pages/policy-2012-02-25-ja>)

4. 義務的紛争処理手続

a. 適用対象となる紛争 第三者（以下、「申立人」）から、手続規則に従って紛争処理機関に対し、次の申立てがあったときには、あなたはこの義務的紛争処理手続に応じなければなりません。

- (i) あなたのドメイン名が、申立人が権利を有する**商標または役務商標（サービスマーク）**と、同一または混同を引き起こすほどに類似しており； かつ
- (ii) あなたが、そのドメイン名についての権利または正当な利益を有しておらず； かつ
- (iii) あなたのドメイン名が悪意で、登録**かつ**使用されていること。

この紛争処理手続において、申立人はこれら3項目のすべてを立証しなければなりません。

第2要件を認定するための事情（方針4条c項）

★JPドメイン名紛争処理方針

第4条 JPドメイン名紛争処理手続

c. 登録者がドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していることの証明

申立書を受領した登録者は、手続規則第5条を参照し、答弁書を紛争処理機関に対して提出しなければならない。パネルが、申立人及び登録者の双方から提出されたすべての証拠を検討し、本条a項(ii)号の事実の存否を認定するに際し、特に以下のような事情がある場合には、登録者は当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していると認めなければならない。ただし、これらの事情に限定されない。

- (i) 登録者が、当該ドメイン名に係わる紛争に関し、第三者または紛争処理機関から通知を受ける前に、商品またはサービスの提供を正当な目的をもって行うために、当該ドメイン名またはこれに対応する名称を使用していたとき、または明らかにその使用の準備をしていたとき
- (ii) 登録者が、商標その他表示の登録等をしているか否かにかかわらず、当該ドメイン名の名称で一般に認識されていたとき
- (iii) 登録者が、申立人の商標その他表示を利用して消費者の誤認を惹き起こすことにより商業上の利得を得る意図、または、申立人の商標その他表示の価値を毀損する意図を有することなく、当該ドメイン名を非商業的目的に使用し、または公正に使用しているとき

第3要件を認定するための事情（方針4条b項）

★JPドメイン名紛争処理方針

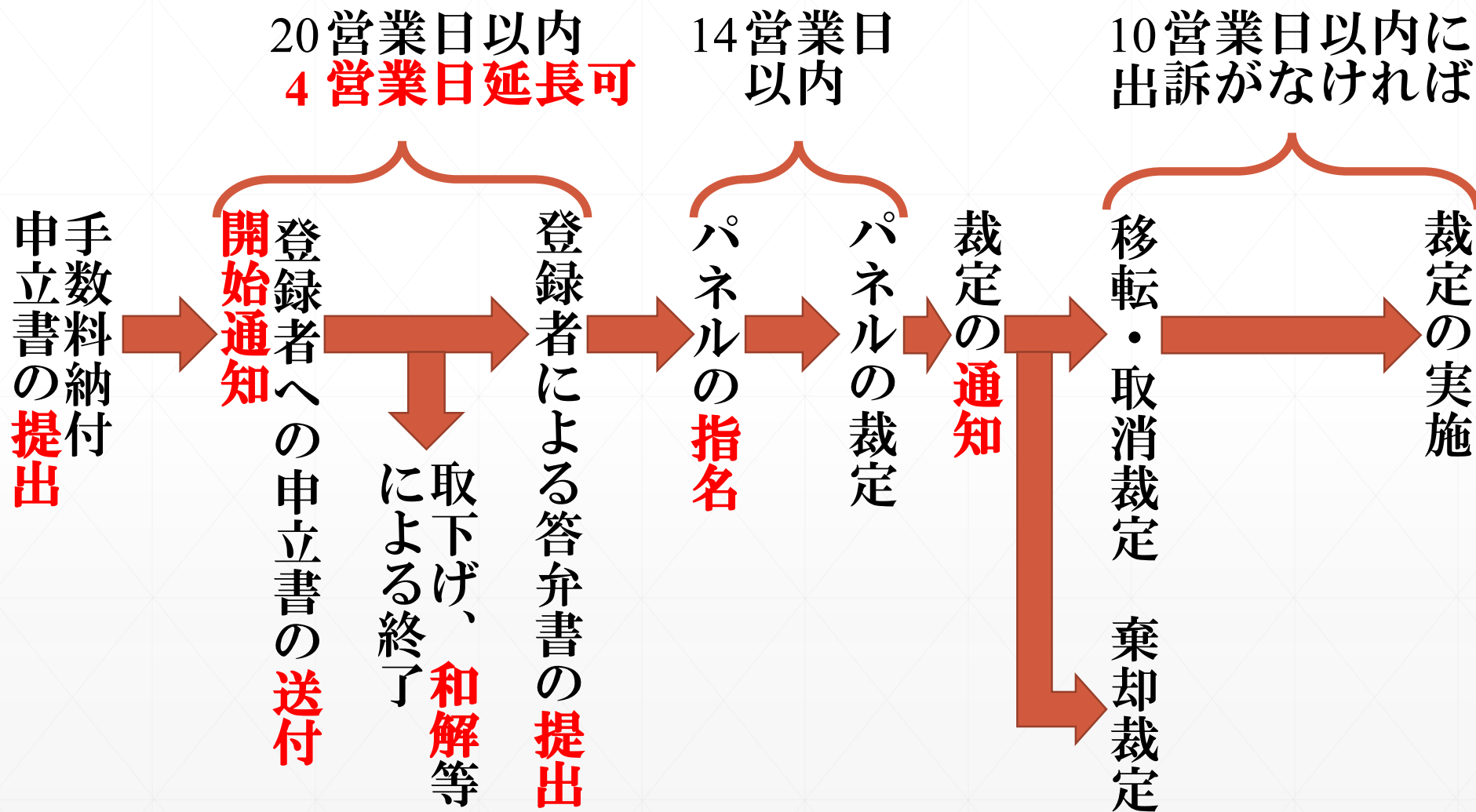
第4条 JPドメイン名紛争処理手続

b. 不正の目的で登録または使用していることの証明

紛争処理機関のパネルが、本条 a 項(iii)号の事実の存否を認定するに際し、特に以下のような事情がある場合には、当該ドメイン名の登録または使用は、不正の目的であると認めなければならない。ただし、これらの事情に限定されない。

- (i) 登録者が、申立人または申立人の競業者に対して、当該ドメイン名に直接かかった金額（書面で確認できる金額）を超える対価を得るために、当該ドメイン名を販売、貸与または移転することを主たる目的として、当該ドメイン名を登録または取得しているとき
- (ii) 申立人が権利を有する商標その他表示をドメイン名として使用できないように妨害するために、登録者が当該ドメイン名を登録し、当該登録者がそのような妨害行為を複数回行っているとき
- (iii) 登録者が、競業者の事業を混乱させることを主たる目的として、当該ドメイン名を登録しているとき
- (iv) 登録者が、商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイトもしくはその他のオンラインロケーション、またはそれらに登場する商品及びサービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨関係などについて誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーションに誘引するために、当該ドメイン名を使用しているとき

ドメイン名紛争処理の流れ



裁判所への出訴と訴訟上の請求の立て方

東京地裁平成13年11月29日判決	SONYBANK.CO.JP JP2001-0002	ドメイン名所有権確認請求	訴え却下
東京地裁平成14年4月26日判決	GOO.CO.JP JP2000-0002	登録ドメイン名使用権確認請求	請求棄却
東京地裁平成14年5月30日判決	IYBANK.CO.JP JP2001-0010	ドメイン名の合法且つ適法な登録・保有に争いがないことの確認請求等	一部請求棄却、その余の請求部分の訴え却下
東京地裁平成14年7月15日判決	MP3.CO.JP JP2001-0005	不正競争行為使用差止請求権不存在確認請求	請求認容
東京高裁平成14年10月17日判決	GOO.CO.JP JP2000-0002	登録ドメイン名使用権確認請求	控訴棄却
東京地裁平成25年2月13日判決	CITIBANK.JP JP2011-0011	ドメイン名に対する商標法上の使用差止請求権の不存在確認請求	訴え却下
知財高裁平成25年7月17日判決	CITIBANK.JP JP2011-0011	ドメイン名に対する商標法上の使用差止請求権の不存在確認請求	控訴棄却
東京地裁平成29年3月14日判決	WYNN.CO.JP JP2016-0001	ドメイン名使用差止請求権不存在確認請求	請求棄却
知財高裁平成29年9月27日判決	WYNN.CO.JP JP2016-0001	ドメイン名使用差止請求権不存在確認請求	控訴棄却

★「MP3.CO.JP」事件（東京地裁平成14年7月15日判決）

黄色網掛けが付された事件は原告代理人がついていない

東京地裁判決は、「同号 (注：不競法2条1項12号(現19号)) にいう「不正の利益を得る目的で」とは「公序良俗に反する態様で、自己の利益を不当に図る目的がある場合」と解すべきであり、単に、ドメイン名の取得、使用等の過程で些細な違反があった場合等を含まないものというべきである。また、「他人に損害を加える目的」とは「他人に対して財産上の損害、信用の失墜等の有形無形の損害を加える目的のある場合」と解すべきである。例えば、①自己の保有するドメイン名を不当に高額な値段で転売する目的、②他人の顧客吸引力を不正に利用して事業を行う目的、又は、③当該ドメイン名のウェブサイトの中傷記事や猥褻な情報等を掲載して当該ドメイン名と関連性を推測される企業に損害を加える目的、を有する場合などが想定される。」と述べ、使用差止請求権の不存在を確認した。

ドメイン名紛争処理方針の近時の改正

★統一ドメイン名紛争処理方針（UDRP）・手続規則

2009年10月 UDRP手続規則改正（eUDRP）により電子化

2010年3月 改正UDRP手続規則施行

2013年9月 UDRP手続規則改正によりレジストラによるドメイン名のロック、答弁書の提出期限の自動的延長、和解手続の規定を整備

2015年7月 改正UDRP手続規則施行

★JPドメイン名紛争処理方針（JP-DRP）・手続規則

2011年11月 UDRP 手続規則改正を JP-DRP 手続規則に反映する改訂見送り

2017年5月 JP-DRP前回改正、電子化についても引き続き検討

2020年6月 JP-DRP改正により電子化、答弁書の提出期限の自動的延長、和解手続の規定を整備

2020年10月 改正JP-DRP施行

JPドメイン名紛争処理方針・手続規則の改正事項

★JPドメイン名紛争処理方針（JP-DRP）

- ◆「書面」及び「書類」が電磁的記録を含むことを明記
- ◆「文書」を「書面」、「書類」または「電磁的記録」へと用語を整理

★JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則

- ◆開始通知のみ住所に郵送、他の書面の受領や提出は「紛争処理機関が指定するインターネットによる電子的送信その他の手段」（オンラインストレージへの保存）による
- ◆オンラインストレージへの保存をしたことを電子メールで連絡
- ◆申立書・答弁書には形式を問わないが、電子的な署名または記名捺印
- ◆5営業日以内に申立書の不備補正がなかった場合の取下擬制に例外許容
- ◆登録者からの上申に基づく答弁書の提出期限の自動的な4営業日延長
- ◆和解により手続を終了する手順についての規定を整備

JPドメイン名紛争処理の電子化

★申立人の手続

- ◆申立書書式(JIPACウェブサイト)を用いて、申立書を作成
- ◆申立書に形式を問わないが、電子的な署名または記名捺印
- ◆JIPAC事務局に必要事項を記載した、「JPドメイン名紛争処理手続利用申込の件」と題する電子メールを送信
- ◆「新規アカウント設定完了のお知らせ」に従い、申立書をオンラインストレージにアップロード、アップロードした旨を電子メールで通知

★登録者の手続

- ◆開始通知に従い、申立書をオンラインストレージからダウンロード
- ◆JIPACウェブサイトの答弁書の書式を用いて、答弁書を作成
- ◆答弁書に形式を問わないが、電子的な署名または記名捺印
- ◆答弁書をオンラインストレージにアップロード、アップロードした旨を電子メールで通知

電子的な署名または記名捺印

- ★電子的な署名または記名捺印で、電子証明書の発行は不要。電子ファイル上に署名・捺印者による何らかの署名または記名捺印の意思が表れていれば良い。
 - ◆結語が記載されたページを印刷し、署名または記名捺印を行った紙のスキャンにより作成したPDFファイル
 - ◆結語が記載されたPDFファイルにAdobe等の署名機能を用いて署名を行ったもの
 - ◆結語が記載されたWordファイルにMicrosoft Word等の署名機能を用いて署名を行ったもの及びそれをPDF化したもの
 - ◆結語が記載されたWordファイルに手書き署名の画像を張り付け、または記名し、捺印の画像を張り付けたもの及びそれをPDF化したもの
 - ◆結語が記載されたWordファイルに/s/ (署名者の氏名) を記載したもの（氏名と署名欄の下線の前に/s/をタイプしたもの）及びそれをPDF化したもの
- ★WordファイルとPDFファイルの両方の提出が必要ですが、署名または記名捺印は、WordファイルとPDFファイルのどちらかに付されていれば良い。

弁護士・弁理士 甲野 一郎 /s/ 甲野 一郎

弁護士・弁理士 乙野 花子



通知、答弁書の提出期限の延長

★JP-DRP規則1条 定義

- (l) 「開始通知」とは、処理方針に基づくJPドメイン名紛争解決手続の開始を、紛争処理機関が登録者に**郵送及び電子メール**により通知することをいう。紛争処理機関は、書面を受領し、及び提出するための、紛争処理機関が指定するインターネットによる電子的送信その他の手段（以下「電子的送信」という）をJPドメイン名紛争解決手続の利用者に説明し、開始通知には、原則として、申立書を添付しないものとする。
- (m) 「送信通知」とは、当事者が電子的送信により書面の提出を行ったことの**電子メール**による紛争処理機関への通知、及び紛争処理機関が電子的送信により当事者に書面の送付を行ったことの**電子メール**による当事者への通知をいう。当事者及び紛争処理機関は、送信通知には、原則として、書面を添付しないものとする。

★JP-DRP規則5条 答弁書

- (d) 登録者から答弁書の提出期限延長を求める上申があれば、紛争処理機関は、その答弁書の提出期限を**自動的に4日（営業日）延長**するものとし、例外的な事件に限って、さらにその答弁書の提出期限を延長することができる。また、提出期限は、両当事者の合意に基づく上申書が提出されれば、それを紛争処理機関が認める限りにおいて、延長することができる。紛争処理機関は、延長された提出期限を両当事者に通知しなければならない。

オンラインストレージへのアップロード（保存）

◆ JIPAC事務局が指定したフォルダにアクセスし、**申立書等をアップロード**



左上 右上
↓ ↗ ↓
左下 右下
の順で遷移

申立書(Word、PDF)、甲号証、証拠説明書のほか、委任状、代表者資格証明書等も提出



オンラインストレージへのアップロード（保存）

- ◆JIPAC事務局が指定したフォルダに、アップロードボタンとChoose Fileボタンを押して、書類（PDFとWord）を保存、JIPAC事務局にアップロードした旨を電子メールで通知（送信通知）

The screenshot shows the 'アップロードファイル指定' (Select files to upload) screen. It features a table with 10 rows for file selection. Each row has a 'Choose File' button, a text field for the filename, and a comment field. The first three rows have files selected: '申立書(JP2020-000X).docx', '申立書(JP2020-000X).pdf', and '証拠説明書・甲1-8号証(JP2020-000X).pdf'. The remaining rows show 'No file chosen'. At the bottom, there are 'アップロード' (Upload) and '中止' (Cancel) buttons.

ファイル名	コメント
Choose File 申立書(JP2020-000X).docx	
Choose File 申立書(JP2020-000X).pdf	
Choose File 証拠説明書・甲1-8号証(JP2020-000X).pdf	
Choose File No file chosen	
Choose File No file chosen	
Choose File No file chosen	
Choose File No file chosen	
Choose File No file chosen	
Choose File No file chosen	
Choose File No file chosen	

The screenshot shows the 'アップロード完了' (Upload completed) screen. It displays a table of upload results with columns for '処理結果' (Processing result), 'ファイル名/フォルダ名' (File name/Folder name), and '備考' (Remarks). All three files from the previous screen are listed as '成功' (Success). A '一覧に戻る' (Return to list) button is at the bottom.

処理結果	ファイル名/フォルダ名	備考
成功	/JP2020/JP2020-000X/申立人/02 申立書及び同時提出の書類/申立書 (JP2020-000X).docx	
成功	/JP2020/JP2020-000X/申立人/02 申立書及び同時提出の書類/申立書 (JP2020-000X).pdf	アンチウイルスアクション:ウイルスは検出されませんでした
成功	/JP2020/JP2020-000X/申立人/02 申立書及び同時提出の書類/証拠説明書・甲1-8号証(JP2020-000X).pdf	アンチウイルスアクション:ウイルスは検出されませんでした

左⇒右の順で遷移

オンラインストレージからのダウンロード

◆ JIPAC事務局が指定したフォルダからファイルをダウンロード
(フォルダごと、一括してダウンロードできる)

DOX

ログアウト プロジェクト一覧 メール操作 個人設定 ヘルプ

JP2020-000X-touraku

JPDメイン名紛争処理

ファイル操作 管理・照会

ファイル名検索

詳細検索

トップ > JP2020 > JP2020-000X > 登録者 > 01 登録者宛て送付書類 > 20200715手続開始

アクション設定 フォルダ作成 更新通知 ウィルス リビジョン設定 リビジョン 自動削除設定

ダウンロード アップロード フォルダ作成

プロジェクト: 4.9MB / 1.0GB (全体: 4.9MB / 1.0GB) 20件表示 50件表示 100件表示

ファイル名/フォルダ名	リビジョン	コメント	所有者	更新日時	サイズ
申請書・証拠書類等一式				2020/07/21 17:53:16	
20200715_JP2020-000X 手続開始通知書(1名パネル).pdf	1		jipacjipac	2020/07/15 14:10:02	250.72KB
20200715_JP2020-000X 送付状(登録者宛て).pdf	1		jipacjipac	2020/07/15 14:10:57	143.29KB
★答弁書書式Answer_form_J(20191001).docx	1		jipacjipac	2020/07/15 13:50:07	24.41KB

1 - 4 件目 (4件中) |< << >> >

ダウンロード

ページトップへ

IIIJ ドキュメントエクステンジサービス

DOX

ログアウト プロジェクト一覧 メール操作 個人設定 ヘルプ

JP2020-000X-touraku

JPDメイン名紛争処理

ファイル操作 管理・照会

トップ > JP2020 > JP2020-000X > 登録者 > 01 登録者宛て送付書類 > 20200715手続開始

ダウンロード確認

ファイル名/フォルダ名	リビジョン	コメント	所有者	更新日時	サイズ
申請書・証拠書類等一式				2020/07/21 17:53:16	
★答弁書書式Answer_form_J(20191001).docx	1		jipacjipac	2020/07/15 13:50:07	24.41KB
20200715_JP2020-000X 手続開始通知書(1名パネル)(登録者宛て).pdf	1		jipacjipac	2020/07/15 14:10:02	250.72KB
20200715_JP2020-000X 送付状(登録者宛て).pdf	1		jipacjipac	2020/07/15 14:10:57	143.29KB

ダウンロード 一覧に戻る

ページトップへ

IIIJ ドキュメントエクステンジサービス

© Internet Initiative Japan Inc.

左⇒右の順で遷移

オンラインストレージのフォルダ構成（現時点での予定）

- ◆JIPAC事務局がサブフォルダを作成し、当事者宛ての送付書類を保存して、当事者に当該サブフォルダからのダウンロードを求める電子メール（送信通知）を送る。

JP2020（年度別）	JP2020-000X	申立人	01 申立人宛て送付書類
	JP2020-000Y		02 申立書及び同時提出の書類
			03 申立人のその他の提出書類
			04 裁定書
		登録者	01 登録者宛て送付書類
			02 答弁書及び同時提出の書類
			03 登録者のその他の提出書類
			04 裁定書

- ◆アカウントには、事件終了から一定期間経過後にアクセスはできなくなる。

和解による手続の終了

★JP-DRP規則17条 取下げ、和解その他の理由による手続の終了

- (b) パネルの裁定前に両当事者が和解に合意した場合、そのJPドメイン名紛争処理手続は終了する。和解は以下の手順によるものとする。
- (i) 当事者が和解協議中であることを理由に、そのJPドメイン名紛争処理手続を中断するよう求める**上申書**を紛争処理機関に提出する。
- (ii) 紛争処理機関が、そのJPドメイン名紛争処理手続の中断の上申書を受領したことを確認し、中断の予定期間を両当事者、JPNIC及びJPRSに通知する。
- (iii) 両当事者が和解に達したら、紛争処理機関が定めた補則に規定されている方法に従って当事者間の**和解契約の要旨**を紛争処理機関に提出する。紛争処理機関は、当事者間の和解契約の要旨をいかなる第三者にも開示しないものとする。
- (iv) 紛争処理機関は、和解結果のうちJPRSによる実施が必要な措置をJPRSに確認する。JPRSは、両当事者及びJPNICに当該措置について通知し、両当事者は当該措置に必要な対応をとるものとする。

◆**和解契約の要旨の書式は、JIPACウェブサイトに掲載**

JPドメイン名紛争処理の裁定

★当事者は、オンラインストレージからのダウンロードにより、裁定を通知される。

★JIPACから裁定の通知を受けて、JPNICは裁定をウェブサイトで公開する。

<https://www.nic.ad.jp/ja/drp/list/all.html>

JPNICはインターネットの円滑な運営を支えるための組織です

JPNIC 一般社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター
Japan Network Information Center

トップページ > ドメイン名 > ドメイン名紛争処理方針(DRP) > 申立一覧

全申立一覧

手続開始日	ドメイン名	手続番号	裁定結果	裁定文	JPRS(2002年3月31日以前はJPNIC)の対応
2020-07-01	TIKTOK.JP	JIPAC JP2020-0004	移転	HTML PDF	
2020-05-15	PIQUADRO.JP	JIPAC JP2020-0003	移転	HTML PDF	2020年8月11日裁定結果実施
2020-06-17	HOKUOHKURASHI.JP	JIPAC JP2020-0002	取消	HTML PDF	2020年8月3日裁定結果実施
2020-03-27	KANKEN-KIZUNA.JP	JIPAC JP2020-0001	移転	HTML PDF	2020年7月10日裁定結果実施
2020-01-10	ENELOOP.JP	JIPAC JP2019-0009	移転	HTML PDF	2020年4月1日裁定結果実施
2019-11-15	RAKUTEN-BANK.JP	JIPAC JP2019-0008	取下げ		
2019-11-11	NICOLAS-GHESQUIERE.JP NICOLASGHESQUIERE.JP	JIPAC JP2019-0007	移転	HTML PDF	2020年2月4日裁定結果実施
2019-08-27	MAGENTO.JP	JIPAC JP2019-0006	移転	HTML PDF	2019年11月19日裁定結果実施
2019-08-21	POKEMON-EXPO-GYM.JP	JIPAC JP2019-0005	移転	HTML PDF	2019年11月13日裁定結果実施
2019-05-09	BRIDOR.JP	JIPAC JP2019-	移転	HTML PDF	2019年7月24日裁定結果実施

<https://www.ip-adr.gr.jp/business/domain/list/>

日本知的財産仲裁センター
Japan Intellectual Property Arbitration Center

HOME > 取扱業務 > JPドメイン名紛争処理 > JPドメイン名紛争処理の事件・裁定一覧

JPドメイン名紛争処理
JPドメイン名紛争処理の事件・裁定一覧

※裁定文は裁定結果欄よりご覧ください。

事件番号	JPドメイン名	手続開始日	裁定結果 ※外部JPNICサイトに移転します	裁定後の経過
JP2020-0004	TIKTOK.CO.JP	2020/7/1	移転	
JP2020-0003	PIQUADRO.JP	2020/5/15	移転	2020年8月11日裁定結果実施
JP2020-0002	HOKUOHKURASHI.JP	2020/5/13	取消	2020年8月3日裁定結果実施
JP2020-0001	KANKEN-KIZUNA.JP	2020/3/27	移転	2020年7月10日裁定結果実施
JP2019-0009	ENELOOP.JP	2020/1/10	移転	2020年4月1日裁定結果実施
JP2019-0008	RAKUTEN-BANK.JP	2019/11/15	取下げ	
JP2019-0007	NICOLAS-GHESQUIERE.JP NICOLASGHESQUIERE.JP	2019/11/11	移転	2020年2月4日裁定結果実施
JP2019-0006	MAGENTO.JP	2019/8/27	移転	2019年11月19日裁定結果実施
JP2019-0005	POKEMON-EXPO-GYM.JP	2019/8/21	移転	2019年11月13日裁定結果実施
JP2019-0004	BRIDOR.JP	2019/5/9	移転	2019年7月24日裁定結果実施
JP2019-0003	INTESASANPAOLO.JP	2019/4/22	移転	2019年7月18日裁定結果実施
JP2019-0002	SB-X.JP	2019/2/13	移転	2019年4月19日裁定結果実施
JP2019-0001	MOOMIN.JP	2019/1/31	移転	

裁定の例と統計

日本知的財産仲裁センター紛争処理パネルは、JPドメイン名紛争処理方針、JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則及び日本知的財産仲裁センターJPドメイン名紛争処理方針のための手続規則の補則並びに条理に則り、申立書・提出された証拠に基づいて審理を遂げた結果、以下のとおり裁定する。

1 裁定主文

ドメイン名「〇〇〇.JP」の登録を申立人に移転せよ。／ドメイン名「〇〇〇.JP」の登録を取り消せ。／本件申立を棄却する。

2 ドメイン名

紛争に係るドメイン名は「〇〇〇.JP」である。

3 手続の経緯

別記のとおりである。

4 当事者の主張

a 申立人

.....

b 登録者

登録者によって答弁書は提出されなかった。

5 争点および事実認定

規則第15条(a)は、パネルが紛争を裁定する際に使用することになっている原則についてパネルに次のように指示する。「パネルは、提出された陳述証拠の結果に基づき、処理方針、本規則および適用される関係法規の規定・原則、ならびに条理に従って、裁定を下さなければならない。」

方針第4条aは、申立人が次の事項の各々を証明しなければならないことを指図している。

(1) 登録者のドメイン名が、申立人が権利又は正当な利益を有する商標その他表示と同一又は混同を引き起こすほど類似していること

(2) 登録者が、ドメイン名に関係する権利又は正当な利益を有していないこと

(3) 登録者のドメイン名が、不正の目的で登録又は使用されていること

(第1要件～第3要件についてそれぞれ検討)

6 結論

以上に照らして、紛争処理パネルは、.....、主文のとおり裁定する。

2020年8月24日までの累計	移転裁定	取消裁定	棄却裁定
WIPO	33554件	591件	4000件
NAF	22840件	54件	2442件
JIPAC	122件	16件	12件

改正「JPドメイン名紛争処理方針」のお知らせページ

<https://www.nic.ad.jp/ja/topics/2020/20200820-01.html>

JPNICはインターネットの円滑な運営を支えるための組織です

JPNIC 一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
Japan Network Information Center

[トップページ](#) > [トピックスとお知らせ一覧](#) > [2020年](#)

2020年8月20日

各位
一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

改正版「JPドメイン名紛争処理方針およびJPドメイン名紛争処理方針のための手続規則」公開のお知らせ

2020年6月日開催のJPNIC理事会において、「JPドメイン名紛争処理方針およびJPドメイン名紛争処理方針のための手続規則」が改正されました。改正後の文書は、2020年10月1日より施行します。

主な改正内容の詳細は、下記をご参照いただけますようお願いいたします。

記

2020年10月1日から有効となる改正後の文書

JPドメイン名紛争処理方針
<https://www.nic.ad.jp/doc/jpn/c-01251.html>

JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則
<https://www.nic.ad.jp/doc/jpn/c-01252.html>

改正の趣旨

2020年10月1日からJP-DRPの手続きを電子化することによる対応、および和解時のプロセスの明文化について、JPドメイン名紛争処理方針およびその手続規則の改正を実施した。

主な改正点と要旨

JPドメイン名紛争処理方針

- 書面および書類に電磁的記録が含まれることを明記した。
要旨:電子化に伴い、書面および書類に電磁的記録が含まれることを明確にする必要があると考えた。
改正箇所:
第3条 a.項
- すべての条項において「改訂」を「改正」に修正した。
(手続規則も同様)
- 要旨:JPNICの扱う文書は、改正に統一しているが、未対応だったため。
「文書」を「書面」に修正した。
要旨:これまで、書面と文書が混在していたが、1.に関連して、書面の定義をあらためて行ったことから、電子化に伴い「文書」も「書面」に統一することで問題がないと判断した。
- 「裁判所受領印のある訴状」を「裁判所受領印のある訴状の写し」とした。
要旨:「裁判所受領印のある訴状」等を提出するところがあるが、実際の訴状は出せないで「訴状の写し」としか。
改正箇所:
第4条 k.項

JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則

- 「当事者」の定義を修正し、登録者の定義を設けた。
要旨:現行では紛争処理方針第1条に「株式会社日本レジスリサービス(以下「JPRS」という)にドメイン名の登録をした者」という定義があるが、手続規則では主に紛争の当事者である登録者を指して、「登録者」と記載しており、手続規則第1条b.項(改正後c.項)では「当事者」の定義の中に「登録者」の説明も含まれているような書き方になっていた。UDRPと揃える意味もあり、「登録者」を紛争処理手続の申立ての対象となっている登録者の意味で別に定義した。
改正箇所:
第1条 (b)、(c)
- 「申立書」と書かれている箇所と、「申立書(添付書類含む)」が混在していたが、申立書の後に「申立書(添付する関係書類を含む。以下同じ。)」と入れ、「申立書」と書かれている場合には添付書類も含むようにした。
要旨:やり取りをクラウドで行う場合には容量の関係で添付資料が送れない等も無いので、申立書の後に「申立書(添付する関係書類を含む。以下同じ。)」と入れ、「申立書」を書かれている場合には添付書類も含むようにした。

改正箇所:
第1条 (g)

7.6.と同等の理由から、「答弁書」についても「答弁書(添付する関係書類を含む。以下同じ。)」として、「答弁書」と書かれている場合には添付資料も含むようにした。

改正箇所:
第5条 (b)

8.電子化に伴い、「開始通知」、「送達通知」の定義を行った。
要旨:電子化に伴い、電子メールによる通知を行うことになるため定義した。ドメイン名登録者に手続開始知らせの通知は、書面の郵送も行うため、送達通知とは別に定義を設けた。

改正箇所:
第1条 (i)、(m)

9.書面・書類のやり取りは、「インターネットによる電子的送達その他の手段(「電子的送達」)によることとした。
要旨:法律では「電子情報処理機構による」等とされている場合もあるが、電子情報処理機構がインターネットだけを指しているとはかたがず、インターネットという言葉が法律で使用されていないわけではないので、「インターネットによる電子的送達その他の手段」とした。送達通知には電子メールを用いるが、書面の提出等にはインターネットによる電子的送達その他の手段(「電子的送達」)を使用するという書き方に統一した。紛争処理機関の定める補則において、オンラインストレージを利用することが規定される予定である。

10.登録者から答弁書の提出期限延長を求めた上申があれば、紛争処理機関は、その答弁書の提出期限を自動的に4日(営業日)延長できることを規定した。
要旨:答弁書の提出期限には、裁量的な延長の余地があったが、UDRPと揃えて、申立による4日の自動延長を規定することが妥当と判断した。

改正箇所:
第5条 (d)

11.和解のプロセスを明確にして、具体的に記載した。
要旨:UDRPには記載のある和解についての記載がJP-DRPには記載がないため、具体的な対応が明確になっていなかったが、JP-DRPの状況に合わせて、新たに規定した。和解に達した場合については、「両当事者が和解に達したら、紛争処理機関が定めた補則に規定されている方法に従って当事者間の和解契約の要旨を紛争処理機関に提出する。」とし、補則を参照するようになっている。和解の要旨に関するフォームは紛争処理機関が定める。当事者間で和解が成立した場合、手続が完了することになるが、ドメイン名の移転は自動的にには行われない。このため、和解が成立した場合、当事者がJPRSに通知し、必要な対応が行われる必要がある旨を規定した。

改正箇所:
第17条 (b)

本件に関するお問い合わせ窓口

JPNIC DRP担当 domain_query@nic.ad.jp

以上

<https://www.ip-adr.gr.jp/news/2020/08/jp202010.html>

日本知的財産仲裁センター
Japan Intellectual Property Arbitration Center

HOME > お知らせ > JPドメイン名紛争処理方針等の改正について(2020年10月施行)

News

お知らせ

JPドメイン名紛争処理方針等の改正について(2020年10月施行)

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)は、「JPドメイン名紛争処理方針」・「JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則」の改正を行い、当センターも、「JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則」・「JPドメイン名紛争処理手続規則」を改正して、いずれが2020年10月1日付けで施行します。

JPドメイン名紛争処理は、JPドメイン名紛争処理方針、手続規則、手数料規則の改正が2020年10月1日に施行されるに伴い、手続が電子化され、答弁書提出期限の延長や和解に関する手続が整備されます。

●2020年10月1日以上の申立てを予定されている方は、当センターのウェブサイト上の「申立書及び答弁書の提出方法」・「JPドメイン名紛争処理から費用」・「JPドメイン名紛争処理のQ&A」に代えて、下記の説明資料をご参照下さい。

■**説明資料**

- 改正後のJPドメイン名紛争処理方針、手続規則、補則、手数料規則は、下記のとおりです。
- [JPドメイン名紛争処理方針](#)
- [JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則](#)
- [JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則の補則](#)
- [JPドメイン名紛争処理手数料規則](#)

●改正後の申立書、答弁書、委任状、和解契約の要旨書は、下記のとおりとなりますので、2020年10月1日以降の申立てを予定されている方は、ご利用下さい。

- [ドメイン名紛争処理の申立書の書式](#)
- [ドメイン名紛争処理手続の答弁書の書式](#)
- [委任状](#)
- [和解契約の要旨](#)

ODRの活性化に向けた動きとJP-DRP電子化の意義

★Online Dispute Resolution

- ◆1999年～ eBay ODR Pilot Project

★日本におけるODRについての議論

- ◆2019年9月～ 日本経済再生本部ODR活性化検討会
- ◆2020年3月 「ODR活性化に向けた取りまとめ」
- ◆2020年5月 特定デジタルプラットフォーム透明化法成立
- ◆2020年10月 法務省にADR検討会（仮称）設置

★日本における民事裁判IT化についての議論

- ◆2020年6月～ 法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会
- ◆2022年中 民事訴訟法等の改正
- ◆2023年 非対面での口頭弁論期日（ウェブ化）
- ◆2025年 電子提出等の本格的な利用

JP-DRPが日本のODRの
さきがけとなり、活用さ
れることが期待される。

JPドメイン名紛争処理手続を利用する場合の連絡先

日本知的財産仲裁センター

〒100-0013東京都千代田区霞が関3-4-2

日本弁理士会館1階

TEL：03-3500-3793

FAX：03-3500-3839

メールアドレス：info@ip-adr.gr.jp（事務局）

ウェブサイト：<https://www.ip-adr.gr.jp/>

ご清聴ありがとうございました。

日本知的財産仲裁センター副センター長

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

DRP検討委員会委員

弁護士 山口裕司（大野総合法律事務所）